

いじめ防止対策推進法

～ 学校に関係する主な条文を抜粋 ～

第1章 総則

第2条【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第8条【学校及び学校の教職員の責務】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第9条【保護者の責務等】

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第2章 いじめ防止基本方針等

第13条【学校いじめ防止基本方針】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第3章 基本的施策

第15条【学校におけるいじめの防止】

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

第16条【いじめの早期発見のための措置】

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第18条【いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上】

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第19条【インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進】

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に

対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

第22条【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第23条【いじめに対する措置】

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第25条【校長及び教員による懲戒】

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第5章 重大事態への対処

第28条【学校の設置者又はその設置する学校による対処】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

第30条【公立の学校に係る対処】

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

「いじめ防止対策推進法」の制定により、学校が行わなければならないこと

～「いじめ防止対策推進法」は、社会総がかりで、いじめの問題に対峙するために、基本的理念や体制を定めた法律です～

[1]この法律で、学校が行わなければならないこと

- ①『学校いじめ防止基本方針』（以下、学校基本方針）を策定する
 - I 策定された学校基本方針をHPなどで公開する
 - II 学校基本方針に基づき、体系的・計画的に「いじめの防止」・「いじめの早期発見」に取り組み、いじめがあった場合の対応に備える

- ②『いじめの問題への対策のための組織を各学校に設置』する
 - I 校長のリーダーシップの下、この組織が司令塔となり、学校基本方針で定められたことを実行する
 - II いじめの疑いに関する情報があれば、この組織に集約し、集まった情報を基に、いじめの問題に組織的に対応する

[2]教職員一人一人に求められること

- ①『いじめを未然に防止する』ために、全ての子どもに対し、日常的に学級や集団の中で、いじめの問題に触れ、継続的に働きかける
- ②『いじめの早期発見』のために、定期的な調査や、些細な兆候(ふざけのようにも見えるような“気になる行為”等)にもアンテナを高く保つ
- ③『いじめかな?』と疑われる情報があれば、一人の先生が抱え込まずに、学校に設置された組織へ伝えて、組織的に対応する

1 いじめ問題への基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

いじめの防止のために…

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやしたてたり、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、生徒に十分に理解させる
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、その他の関係機関、関係者との連携の下、いじめの問題を克服する
- (4) いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に非はないということを強く認識し、緊張感を持ち迅速に対応する

2 いじめ問題への基本的認識

1 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2 いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

3 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しき、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

4 いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

5 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

「いじめの問題に関する総合的な取組について(平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議(報告))」より

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(以下「法」という)において、

「いじめ」は児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

と定義されている。

(1) その行為が「いじめ」にあたるか否かの判断

- ① 表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う

②この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める

(2) いじめの認知とは…

特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

(3) 「一定の人的関係」とは…

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す

(4) 「物理的な影響」とは…

- ①身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する
- ②けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である

(5) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ⑤金品をたかられる
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑧パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ※「犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもの」
「生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの」
については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要

(6) 重大事態

- ①犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事態
- ②児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ③相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等)
- ④児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(7) 要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ①いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ②いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④いじめの衝動を発生させる原因としては、ア 心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、イ 集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、ウ ねたみや嫉妬感情、エ 遊び感覚やふざけ意識、オ 金銭などを得たいという意識、カ 被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平

等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(8) 解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの未然防止、早期発見・対応・解決等の措置を実効的に行うため、校内に『いじめ防止対策委員会』を設置する

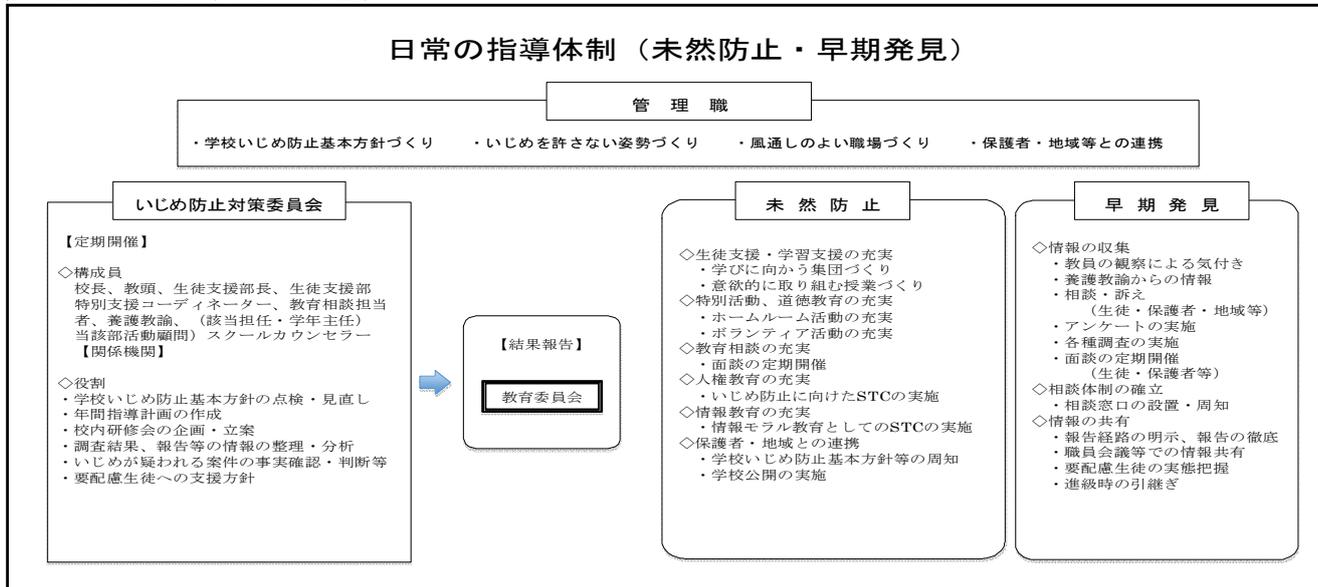
(1) いじめ防止対策委員会の構成

- 委員長 生徒支援部長
 - 副委員長 教頭
 - 委員 校長、生徒支援部、特別支援コーディネーター、教育相談担当者、養護教諭
(該当担任・学年主任)、(当該部活動顧問)、スクールカウンセラー、【関係機関】
- ※対処にあたり関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に対応する。

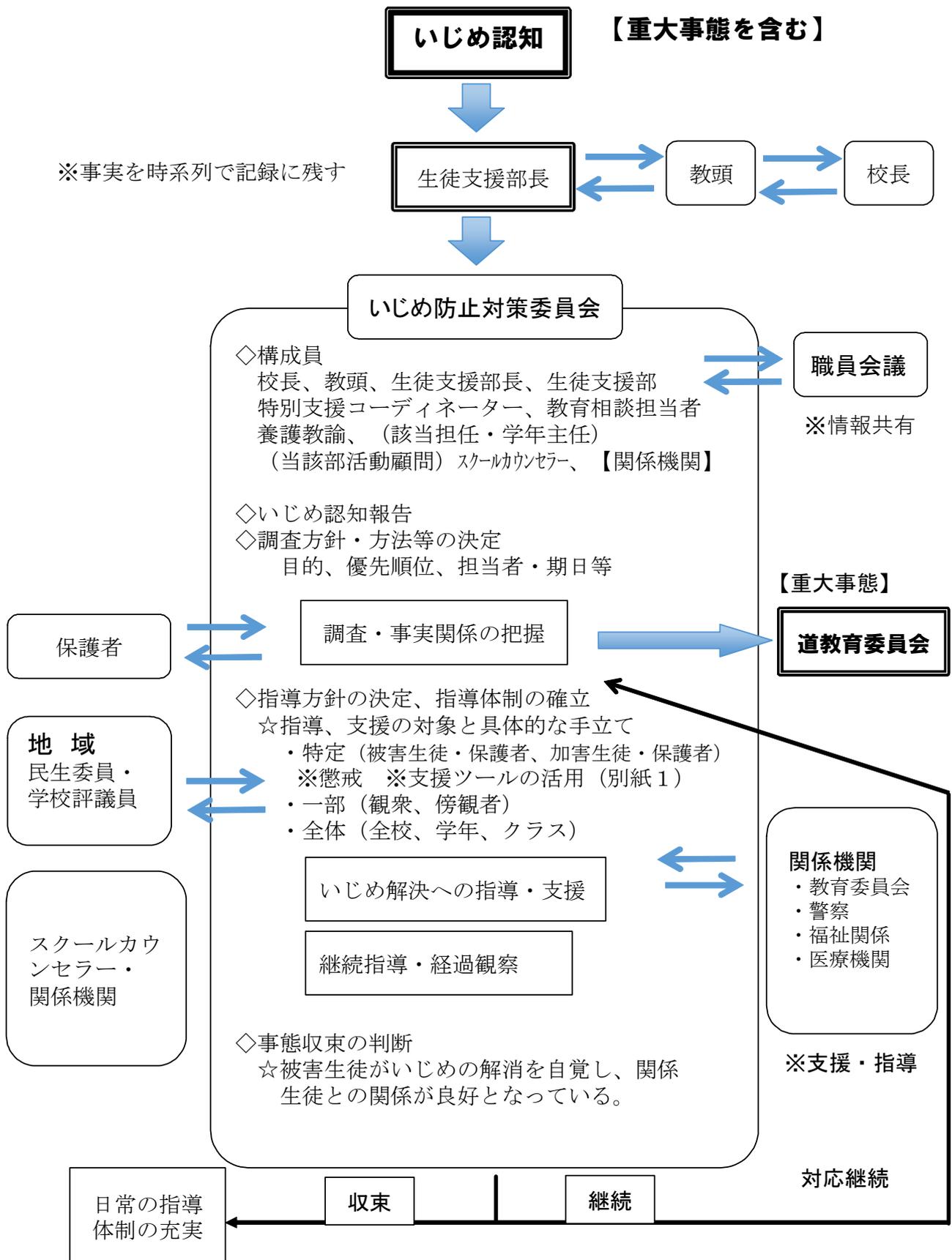
(2) いじめ防止対策委員会の具体的役割

- ① 校長のリーダーシップの下、司令塔となり、学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画を作成し実施する
- ② 的確にいじめの疑いに関する情報を集約(収集と記録)し、その情報を共有させ、共有された情報を基に、いじめの問題に組織的に対応する
- ③ 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組について検証する
- ④ HPや学校通信等で学校基本方針や取組状況を公開する
- ⑤ 学校の設置者、所轄警察署、及び関係機関への報告、相談、連携
- ⑥ いじめ発覚後の指導体制の在り方の構築
- ⑦ いじめ調査アンケートの実施と集約、情報共有

(3) いじめの対応 (チャート図)



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



5 いじめの防止のための具体的取組 ～大前提：いじめはどの生徒にも起こりうる～

(1)未然防止

- ①教師間の積極的な生徒の情報交換と情報共有及び報告・連絡・相談・記録の徹底
- ②教育相談体制の充実
 - ア 個人面談週間(年2回)の実施[生徒支援部との連携]
- ③校内体制の構築
 - ア チェックリストによる校内体制の評価・改善
- ④生徒会・農業クラブ等による生徒が主体となった活動の実施[生徒支援部との連携]
 - ア いじめ根絶への意識啓発活動(いじめ根絶週間)
- ⑤各種通信(HR通信、学年通信、絆、長期休業前の生徒心得等)による啓蒙
 - ア よりよい生き方、在り方の啓蒙
 - イ 居場所作りや絆づくり、望ましい人間関係の在り方の啓蒙
 - ウ ネットトラブル防止の啓発
 - エ SNS利用マナーの徹底
- ⑥関係機関(児童相談所、警察等)による講演等の実施
- ⑦日常の教育活動の充実と、それによる豊かな心の育成
 - ア 授業の充実
 - イ 身嗜み・躰指導、挨拶の励行、入退室マナー等、声かけ指導による生徒指導・生徒理解の充実
 - ウ 道徳・人権教育の充実、生命(いのち)の安全教育の充実
 - エ 特別活動、行事の充実
 - オ 部局活動、生徒会・農業クラブ活動、放課後講習、昼リスニング等、放課後活動の充実
 - カ コミュニケーション能力の育成
 - キ 規律正しい態度による授業や行事への主体的参加
 - ク 活躍できるような授業づくりや集団づくり
 - ケ 自己存在感の供与と共感的な人間関係の育成、性的マイノリティとされる生徒への配慮
 - コ 自己決定の可能性の機会の供与
- ⑧指導の記録を必ず残し、振り返ることによる、総合的な分析
- ⑨保護者との緊密な連携による迅速な状況把握と情報の共有
- ⑩日常の全教育活動における、いじめに向かわせないための未然防止の取組

■職務別ポイント■

【 HR担任 】

- I 日常からいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気をHR全体に醸成する
- II はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者から、いじめを抑制する仲裁者への転換を促す
- III 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業作りを進める
- IV 指導の在り方に細心の注意を払い、自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める

【 養護教諭 】

- I 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面での命の大切さを取り上げる

【 生徒指導担当教員 】

- I いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教員間の共通理解を図る
- II 関係機関等との情報交換や連携強化に取り組む

(2)早期発見・解決

- ①報告・連絡・相談・記録の徹底
- ②校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換と情報共有
- ③日常的な家庭との連携・協力関係の構築
- ④いじめ調査アンケート・教育相談アンケートの実施と報告による情報の共有[生徒支援部との連携]
 - ア アンケート結果の集約と面談指導による報告を全教職員で共有する
- ⑤ネットパトロールによる、生徒の校外における行動様式・人間関係の理解と掌握
- ⑥気になる生徒に対しての積極的声かけと、迅速なる個人面談の実施
- ⑦日番業務、校内巡視、頭髪服装検査等における積極的声かけによるきめ細やかな生徒観察と把握
- ⑧教師間の積極的な生徒の情報交換と情報共有
- ⑨指導の記録を必ず残し、振り返ることによる、総合的な分析

- ⑩ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する
- ⑪ 日常から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ

■職務別ポイント■

【 HR担任 】

- I 日常からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く持つ
- II 休み時間・放課後の児童生徒との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- III 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

【 養護教諭 】

- I 保健室を利用する児童生徒との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、変化を感じたときは、その機会を逃さない

【 生徒指導担当教員 】

- I 定期的アンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- II 校内巡視や日番業務において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する

(3)関係生徒への対応

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する
- ②関係生徒に対する迅速な事実確認[状況の正確な把握・確認]
- ③関係生徒への支援・指導
- ア いじめを受けている生徒に対する支援
- 被害生徒を守り通す
 - 共感的な理解と対応
 - 安心できる環境の確保
 - 長期的な相談支援
- イ いじめを行った生徒に対する指導
- 相手の苦しみを理解させる指導
 - 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
 - よりよい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
 - 人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
- ※必要に応じて、懲戒による指導、及び関係機関(児童相談所・警察等)と連携する
- ウ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導
- いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
 - いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
 - いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を醸成する指導
- ※関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

■職務別ポイント■

【 HR担任・養護教諭・生徒指導教諭 】

- I いじめと疑われる行為を発見した場合、現場主義により、迅速に行為をやめさせる
- II 生徒や保護者から「いやな思いをしている」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する
- III 発見・通報を受けた場合は、迅速に関係生徒から事実確認し、正確に実態を把握する
- IV 事実確認の際は他者の目に触れぬよう、場所・時間帯等に配慮する
- V HRにフィードバックし、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶する強い姿勢を浸透させる
- VI 傍観していた生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を、言葉を持つことを浸透させる
- VII 同調していた生徒に対して、同調は加担することであることを浸透させる
- VIII 家庭訪問等により迅速・正確に保護者に事実を伝え、今後の連携方法をともに検討する
- IX 被害生徒を徹底して守り抜く、秘密厳守を伝え、保護者の不安を除去する
- X 事実確認内容、アンケート結果等により判明した、事故に関する情報を保護者に適切に提供する

【 いじめ防止対策委員会 】

- I 教職員、生徒、保護者、関係機関等から情報を収集する
- II 情報の記録と共有を図る
- III いじめの全体像を掌握する

- IV 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む
 - 被害生徒、加害生徒への対応
 - それぞれの保護者の対応
 - 関係機関との連携の必要性の有無の判断
 - V 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早期からの確に関わりを持つ
 - VI 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める
 - VII 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」として適切に対応する
 - VIII 状況に応じ、関係機関からの協力者を得る等、サポート体制を整備する
 - IX 解決、収束した場合でも、継続した見守りや支援等、心のケアを行う
 - X 指導記録を確実に保存し、進学・進級等に当たっては、正確に引き継ぐ
- 【 被害生徒に対応する教員 】
- I 被害生徒、報告をしてきた生徒の安全を確保し、被害生徒を徹底して守り抜くことを伝え、不安を取り除く
 - II 被害生徒にとって信頼できる人間と連携し、被害生徒を守り支える体制を作る
 - III 被害生徒の自尊感情を高揚させる
- 【 加害生徒に対応する教員 】
- I 加害生徒に対し、自らの行為の重大性、責任を理解させる
 - II 加害生徒への指導効果が上がらなかった場合、所轄警察署と連携して対応する
 - III いじめの背景を把握する
 - IV 欲求不満耐性の醸成を啓蒙する
- 【 生徒指導担当教員 】
- I 定期的アンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
 - II 校内巡視や日番業務において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する

(4)家庭との連携

- ①いじめを受けた生徒の家庭に対して
 - ア 事実を迅速、正確に伝える
 - イ 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に確認した上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- ②いじめを行った生徒の家庭に対して
 - ア 事実を迅速、正確に伝える。
 - イ いじめは重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- ③全ての生徒・保護者に対して
 - いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識を高める必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。
 - ※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

(5)関係機関(警察等)との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることから、これらについては早期に警察や北海道教育委員会に相談・通報の上、連携した対応をとる。

■ 本校でのこれまでの実践

～ 予防 及び 対処 ～

- 1 年度始め職員会議における生徒支援部からの組織的指導体制の確立と具体策の明示
- 2 日番業務における、生徒の人間関係の掌握と挨拶等の声かけによる状況把握
- 3 校内巡視による、クラスの状況把握と人間関係の掌握、行動様式の掌握
- 4 生徒支援部長の毎日の生徒玄関前での声かけと清掃活動による日々の変化の掌握
- 5 変化をとらえた際の迅速な周知と対応による、個々の教員の意識高揚及び共通理解、組織体制の確認
- 6 「報告・連絡・相談・記録」体制の徹底
→個々の生徒に様々な立場で関わる教員の多様な意見集約のため、情報を公にし、情報を広く集め、共通理解及び生徒理解の深化に努める
- 7 「風通しのよい職員室」の構築
→学年・学科・部活動等の垣根を超え、生徒に対する理解や指導が見える・聞こえる・話せる環境作り
→教員個人で抱える・学年だけで抱えるという垣根を取り払い、隠蔽的体質をできる限り払拭する
- 8 日々のネットパトロールによる、生徒の校外における行動様式・人間関係の理解と掌握
- 9 日々の身嗜み指導の徹底・挨拶指導の徹底・頭髪服装検査による、生徒の変化の掌握
- 10 部活動・生徒会活動・農ク活動・講習・補習等の放課後活動の充実による、学校での生徒の「居場所」の構築
- 11 朝の打合せ、定例職員会議における日々の組織的指導体制・協働体制・共通理解体制への理解・協力の要請
- 12 生徒支援部が得た生徒情報の徹底した周知
- 13 定例部会内での各学年の生徒情報の交換と指導方法・指導体制の確認
- 14 全校集会、頭髪服装検査前の部長からの全校生徒への説諭、啓蒙
- 15 全校オリエンテーションにおける啓蒙
- 16 年6回の教育相談アンケート・いじめ調査アンケートの実施と面談・指導報告
- 17 年2回の個人面談の実施と情報の集約と公開
- 18 教育相談案件が発生した際の迅速な相談及び記録、全体周知
- 19 全アンケートの記録・保管
- 20 いじめ発生時の指導記録の保管
- 21 生徒会・農業クラブによる朝の挨拶・声かけ活動

平成26年 3月19日制定
令和 5年 6月25日改定
令和 6年 1月23日改定